

主 文

本件各上告を棄即する。

理 由

弁護人原定夫の上告趣意第一点は法令違反、第二点は量刑不当を主張するにすぎず、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。（所論第一点は、本件は、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令に当る場合であつて、職業安定法を適用したのは誤りであると主張するが、本件のような抱主と婦女子との関係は、職業安定法五条一項にいう雇用関係に当ると解すべきであるから、原一、二審判決に法令違反はない。）

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年三月一九日

最高裁判所第三小法廷

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 小 | 林 | 俊 | 三 |
| 裁判官 | 島 | | | 保 |
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | 介 |
| 裁判官 | 垂 | 水 | 克 | 己 |